

中国電力株式会社 島根原子力発電所  
平成29年度(第1回)保安検査報告書  
(1号炉)

平成29年8月  
原子力規制委員会

## 目次

1. 実施概要 .....	1
(1) 保安検査実施期間(詳細日程は別添1参照) .....	1
(2) 保安検査実施者 .....	1
2. 島根原子力発電所1号炉の設備及び概要 .....	1
3. 保安検査内容 .....	1
4. 保安検査結果 .....	1
(1) 総合評価 .....	1
(2) 検査結果 .....	2
(3) 違反事項 .....	3
5. 特記事項 .....	3

## 1. 実施概要

(1) 保安検査実施期間(詳細日程は、別添1参照。)

自 平成29年5月15日(月)

至 平成29年5月19日(金)

(2) 保安検査実施者

島根原子力規制事務所

足立 恭二

宮崎 英次郎

安岡 英一

百瀬 元善

田中 孝行

## 2. 島根原子力発電所の設備及び運転概要

号機	出力 (万kW)	運転期間	運転状況等
1号機	46.0	運転開始: 昭和49年3月29日 運転終了: 平成27年4月30日	廃止措置中

## 3. 保安検査内容

今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、物件検査及び関係者への質問、立入りにより、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している廃止措置管理状況の聴取、記録確認、発電用原子炉施設の巡視等についても保安検査として実施した。

(1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)

① 廃止措置の開始に伴う対応状況

## 4. 保安検査結果

(1) 総合評価

今回の保安検査においては、廃止措置に係る保安規定が施行されたことから「廃止措置の開始に伴う対応状況」を基本検査項目として選定し、廃止措置を計画的に進めるに当たり、原子炉施設の維持管理が適切に行われるか確認するために実施した。

基本検査の結果、1号炉の保安規定第2編(廃止措置段階の原子炉施設編)に係る第121条～第190条の保安措置については、組織の変更、品質保証体制(文書規

程等)、廃止措置管理の実施状況、原子炉の運転停止に関する恒久的措置等について、各条文に規定される保安活動が適切に実施できるよう、社内規程(二次文書及び三次文書)等が整備されていることを確認した。

また、保安検査実施期間中の日々の廃止措置状況については、発電用原子炉設置者からの施設の廃止措置状況の聴取、記録の確認、発電用原子炉施設の巡視等を行った結果、特段、問題がないことを確認した。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は良好なものであったと判断する。

## (2) 検査結果

### 1) 基本検査結果(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)

#### ① 廃止措置の開始に伴う対応状況

今回の保安検査では、平成29年4月19日に島根原子力発電所1号炉廃止措置計画認可及び保安規定の変更認可がなされたことから、組織の変更、品質保証体制(文書規程等)、廃止措置管理の実施状況、原子炉の運転停止に関する恒久的措置等の確認を行うため、逐条型の手法を用いた保安検査を実施した。検査の結果、保安規定第2編の第121条～第124条(基本方針等)、第125条(品質保証)、第126条～第131条(保安管理体制)、第132条～第146条(廃止措置管理)、第147条～第150条(燃料管理)、第151条～第157条(放射性廃棄物管理)、第158条～第172条(放射線管理)、第173条～第174条(保守管理)、第175条～第186条(緊急時の措置)、第187条～第188条(保安教育)、第189条～第190条(記録及び報告)について確認したところ、これらの条文に規定される保安活動が適切に実施できるよう社内規程(二次文書及び三次文書)等が整備されていることを確認した。

例えば、第129条(原子力発電保安運営委員会)については「原子力発電保安運営委員会運営手順書」が改正され、原子力発電保安運営委員会の審議事項に廃止措置管理に関する規定類の制定及び改正等が追加されていること、原子力発電保安運営委員会の構成委員に廃止措置主任者及び廃止措置・環境管理部長が追加されていることを確認した。

また、改正された社内規程に係る業務の実績については「第628回原子力発電保安運営委員会議事録」及び「第630回原子力発電保安運営委員会議事録」により確認した。

保安規定第2編に係る業務のうち、廃止措置に係る保安規定の施行においても改正しない三次文書(社内規程)である「系統隔離・復旧工事実施手順書」及び「作業要領書作成手引書」を抜き取り、同手順書及び手引書の内容及びプロセスの

妥当性を確認した結果、廃止措置に移行しても実施する行為のため改正不要であると判断したことを聴取により確認した。

また、廃止措置に係る保安規定の施行に伴い、新たに5つの社内規程が制定（「廃止措置主任者の職務等に関する運用手順書」、「島根原子力発電所 施設定期検査（廃止措置段階）運用手順書」、「廃止措置管理要領」、「廃止措置工事管理手順書」及び「廃止措置安全貯蔵管理手順書」）されているが、制定内容とプロセスの妥当性を「第624回原子力発電保安運営委員会議事録」、関連する社内規程（二次文書及び三次文書）及び「立案決定票」等により確認した。

上述の廃止措置に係る保安規定施行に伴い、10の社内規程が廃止（「1号機定検作業に関する記録管理手順書」、「1号機発電所起動停止運転要領書」、「1号機事故時操作要領書」、「1号機事故時操作要領書（徴候ベース）」、「1号機事故時操作要領書（全交流電源喪失）」、「1号機中央制御室外発電所停止要領書」、「1号機定検時定期試験要領書」、「1号機燃料取替作業実施手順書」、「1号機事故時操作要領書（AMガイドライン）（中央制御室用）」及び「1号機事故時操作要領書（AMガイドライン）（支援組織）」）されているが、廃止内容とプロセスの妥当性を「第625回原子力発電保安運営委員会議事録」及び「立案決定票」により確認した。

また、廃止措置段階においても使用可能な手順書、例えば「1号機定検時定期試験要領書」のうち、変圧器消火装置放水試験手順は「1号機設備別運転要領書（電気設備・その他）」の定期点検の項目として残されていることを「立案決定票」及び聴取により確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は、良好であると判断した。

### (3) 違反事項

なし

### 5. 特記事項

なし

## 保安検査日程

月日	5月15日(月)	5月16日(火)	5月17日(水)	5月18日(木)	5月19日(金)
午前	<ul style="list-style-type: none"> <li>●初回会議</li> <li>●運転管理状況の聴取及び記録確認</li> <li>●中央制御室の巡視</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●検査前会議</li> <li>●運転管理状況の聴取及び記録確認</li> <li>●中央制御室の巡視</li> <li>◎廃止措置の開始に伴う対応状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●検査前会議</li> <li>●運転管理状況の聴取及び記録確認</li> <li>●中央制御室の巡視</li> <li>◎廃止措置の開始に伴う対応状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●検査前会議</li> <li>●運転管理状況の聴取及び記録確認</li> <li>●中央制御室の巡視</li> <li>◎廃止措置の開始に伴う対応状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●検査前会議</li> <li>●運転管理状況の聴取及び記録確認</li> <li>●中央制御室の巡視</li> </ul>
午後	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎廃止措置の開始に伴う対応状況</li> <li>●チーム会議</li> <li>●まとめ会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎廃止措置の開始に伴う対応状況</li> <li>●チーム会議</li> <li>●まとめ会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎廃止措置の開始に伴う対応状況</li> <li>●タービン非管理区域巡視</li> <li>●チーム会議</li> <li>●まとめ会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎廃止措置の開始に伴う対応状況</li> <li>●チーム会議</li> <li>●まとめ会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●チーム会議</li> <li>●最終会議</li> </ul>

○:基本検査項目 ◎:保安検査実施方針に基づく検査項目 ◇:抜き打ち検査項目 ☆:追加検査項目 ●:会議/記録確認/巡視等